

## 団体応援寄付金

# ふるさと納税制度による 港区社会福祉協議会 へのご支援のお願い



港区には、ふるさと納税制度により区内の公益的活動団体を支援する「ふるさと納税制度（団体応援寄付金）」があります。

応援したい団体として、「港区社会福祉協議会」を指定して港区へ寄付をしていただくことで、この制度を通じ、港区社会福祉協議会をご支援していただくことができます。

ふるさと納税制度による港区への寄付では、寄付額のうち2,000円を超える部分について、所得税と住民税から原則として全額を控除されるため、寄付者の実質的な負担は2,000円となります（控除される金額には、収入や家族構成等に応じて一定の上限があります）。

皆さまからの港区への寄付金は、寄付受付期間（1～12月）終了後の翌年度に、寄付金の7割を上限として港区社会福祉協議会へ補助金として交付されます。

港区社会福祉協議会では、地域福祉の推進という公益的活動に大切に活用させていただきます。



寄付について  
詳しくはこちらから

税額控除されるふるさと納税額（年間上限）の目安  
詳しくはコチラ▶

総務省「ふるさと納税」ポータルサイト



ふるさと納税 税額控除 年間上限

